



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第662号 令和6年1月19日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
40	地域森林計画をたてた件	スマート林業課
41	地域森林計画を変更した件	同
42	林業種苗法の規定による生産事業者を登録した件	同
43	森林管理重点地域の指定を解除する件	同
44	同	同
45	解除予定保安林に関する通知を受けた件	森林整備課
46	同	同
47	解除予定保安林に関する通知を受けた件の一部を訂正する件	同
48	同	同
49	森林管理重点地域の指定をする件	同
50	同	同
51	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

徳島県告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、那賀・海部川森林計画区に係る地域森林計画を次のとおりたてたので、同法第六条第七項の規定により公表する。

令和六年一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を徳島県農林水産部スマート林業課及び徳島県南部総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第四十一号

令和五年徳島県告示第十五号（地域森林計画を変更した件）をもって公表した吉野川森林計画区に係る地域森林計画を次のとおり変更したので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第七項の規定により公表する。

令和六年一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を徳島県農林水産部スマート林業課、徳島県東部農林水産局及び徳島県西部総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第四十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、令和五年十二月二十七日に、生産事業者として次のとおり登録した。

令和六年一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

615	登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所
	氏名	住所	種穂		
代表取締役	坪根 道生	三好市池田町州津中津一九四一番地	採取 精選	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	株式会社西部
					三好市池田町州津中津一九四一番地

徳島県告示第四十三号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和六年一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

勝浦郡上勝町大字傍示字宮太尾二〇四の五〇及び大字生実字木屋敷一四の一

徳島県告示第四十四号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和六年一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

三好市西祖谷山村坂瀬一六四の一

徳島県告示第四十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 解除に係る保安林の所在場所

美馬市穴吹町古宮字生子屋敷七九四の三五から七九四の三七まで（以上三筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

徳島県告示第四十六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 解除に係る保安林の所在場所

美馬郡つるぎ町一宇字桑平六一九六の三七・六一九六の三八（以上二筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 解除の理由

道路用地とするため

徳島県告示第四十七号

令和五年徳島県告示第四百二十四号（解除予定保安林に関する通知を受けた件）の一部を次のように訂正する。

令和六年一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一中「（国有林）」を「（次の図に示す部分に限る。）」に改める。  
三の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県農林水産部森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第四十八号

令和五年徳島県告示第四百二十二号（解除予定保安林に関する通知を受けた件）の一部を次のように訂正する。

令和六年一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一を次のように改める。

一 解除に係る保安林の所在場所

三好郡東みよし町東山字中村三三〇の四、三三六の四、三三七の四、三三八の三、三  
四一の三

徳島県告示第四十九号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和六年一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

三好市西祖谷山村坂瀬一六四の一

徳島県告示第五十号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和六年一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

三好市井川町釜谷七二二三の一、七二二三の二、七二三四の一、七二三四の二及び七二三五の二から七二三五の三まで

徳島県告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和六年一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
鳴門市大麻町大谷字宮の元一番一及び二番一並びに三番一及び七番一の各一部	鳴門市大麻町板東字拾八七一番地一	株式会社アトリエG
同 撫養町大桑島字蛭子山一〇四番一	徳島市南田宮三丁目三番一三三号	中川 英幸
吉野川市鴨島町飯尾字藤井谷一四八三番四及び一四八四番一	吉野川市鴨島町飯尾一四八四番地一	合同会社遍路イレブ ン
同 西麻植字田淵三〇番三	同 上下島八〇一 フィチュールB 二〇一	河野 隼平 河野 菜穂
名西郡石井町浦庄字上浦五一三番一	名西郡石井町浦庄字諏訪 一一三 一〇	岡田蔭 広文
板野郡北島町江尻字川中須一七番一	板野郡北島町中村字本須 一〇番地一	川端 正之
同 北村字神屋敷五一番四、五一 番五及び五一番一五	徳島市住吉一丁目三五 八三 シャツフルタウ ン一三三号	中村 知穂 中村 学